



南三陸町地域子育て支援センターの【一時預かり保育】では、保育所等を利用されていない家庭において、日常生活上の突発的な事情により一時的に家庭での保育が困難になる場合や、育児疲れに伴う保護者の心理的・身体的負担の軽減を図る支援として、一時預かりを実施します。

(1) 利用施設について

ア 実施場所

施設名	電話番号	住所
地域子育て支援センター (総合ケアセンター南三陸2階)	0226-46-3042	南三陸町志津川 字沼田 14-3

イ 利用できる理由（家族等が保育可能な場合は該当しません）

- ① 保護者が病気やケガ、入院等で一時的に幼児の保育が困難な場合
- ② 保護者が一時的な就労、求職活動で幼児の保育が困難な場合
- ③ 家族の看護や介護で一時的に幼児の保育が困難な場合
- ④ 保護者が育児疲れ等で心身疲労が著しく幼児の保育が困難な場合
- ⑤ きょうだい等の行事参加等で短時間、幼児の保育が困難な場合

ウ 対象児童

南三陸町に住所を所有し、保育所、幼稚園、認定こども園に在籍していない、年齢満1歳6か月以上で小学校就学前までの児童

エ 利用定員

1日当たり午前3人、午後3人

オ 利用期間

児童1人につき、一週間当たり3日以内

(2) 実施時間及び休業日

ア 実施時間

- ① 午前の部 午前9時から午後正午まで
- ② 午後の部 午後1時から午後4時まで

※昼食、おやつの提供はありません。昼食時間を保護者と過ごせば、午前・午後の利用は可能です。

イ 休業日

- ① 土曜日及び日曜日
- ② 国民の祝日
- ③ 12月29日から翌年1月3日まで
- ④ その他町長が特に必要と認めた日

(3) 利用申請

- ア 一時預かり保育の利用を希望する児童の保護者は、事前に該当年度の「南三陸町地域子育て支援センターの一時預かり事業登録書」を地域子育て支援センター又は、子育て支援係に提出してください。その際、担当が面接を行います。
- イ 一時預かり保育を利用しようとする児童の保護者は、利用を希望する前日までに「南三陸町地域子育て支援センターの一時預かり事業利用申請書」及び「プロフィール票」（地域子育て支援センター一時預かり専用）を地域子育て支援センター又は、子育て支援係に提出してください。
※希望日に定員満床などの理由で、利用できない場合もありますので、事前に電話連絡し、状況を御確認いただくことを、お勧めいたします。
- ウ 町は申請いただいた内容を確認のうえ、利用の可否を決定し、利用承認（不承認）通知書を保護者宛てに通知いたします。

(4) 利用承認の取消

町は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用承認を取り消させていただきます。

- ① 事業の対象児童でなくなったとき
- ② 虚偽の申請やその他不正な手段により、利用の承認を受けたとき
- ③ その他やむを得ない事由により、当該児童の保育が困難と認めたとき

(5) 利用料及び徴収方法

ア 利用料

- ① 午前の部の利用料 児童1人につき 500円
- ② 午後の部の利用料 児童1人につき 500円

イ 徴収方法

- ① 毎月月末締め、翌月払い。当該児童保護者宛てに納付書を送付します
- ② 町指定金融機関に入金ください

(6) 来館及び活動内容

ア 来館について

- ① 利用希望日に地域子育て支援センターへ保護者が送迎します
- ② 支援員と面識がない方にはお子さんをお返しできませんので、送迎を行う方は必ず、支援員と対面を行ってください
- ③ 利用希望日をキャンセルする場合は、早めに地域子育て支援センターに電話連絡をお願いいたします

イ 活動内容

- ① 地域子育て支援センターを利用する親子と一緒に自由遊びなどの活動に参加しながら、社会性や基本的な習慣を身に付けていきます

(4) 保健衛生について

ア 検温・流行しやすい病気について

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自宅での検温と入室前の検温を徹底しています。37度5分以上の場合は利用を制限させていただきます。
- ・新型コロナウイルス感染症の罹患の疑いや濃厚接触の疑いがある場合も利用はお控えください。
- ・インフルエンザや感染性胃腸炎、手足口病、溶連菌感染症など流行しやすい病気の症状がある場合や、御家族に発症している場合の利用はお控えください。（別紙感染症一覧参照）

イ 新型コロナウイルス感染症の対応について

- ① お子さん、保護者、家族が陽性だった場合
- ② お子さん、保護者、家族が濃厚接触者と判断され、検査を受ける場合
- ③ 検査の結果、陰性ではあったが、家族に陽性者がいる場合
- ④ 新型コロナウイルスが発生したと思われる場所に長時間滞在した場合
- ⑤ コロナウイルス感染症に罹患していた人とマスクなしで会話をしたなど疑わしい行動があり、発熱やのどの痛み、倦怠感がある場合

症状	連絡先など
①から③の場合	保健福祉課子育て支援係へ電話してください ☎0226-46-1402
④から⑤の場合	疑わしい症状で判断に困った場合は、かかりつけ医に電話をし、判断を仰いでください。そのうえで、地域子育て支援センターに電話してください ☎0226-46-3042

- ウ 地域子育て支援センターと生活を共にします。子育て支援センターを利用するお子さんは乳児が多いため、特に感染症が流行中は利用を制限する場合がございます。「うつらない、うつさない」を徹底しておりますので、御了承ください



(5) 非常災害時の対応について

ア 緊急の際には、保健福祉課子育て支援係から一斉緊急メールにより登録者全員に情報の発信を行います。(緊急災害時や天候による休館、行事の変更、新型コロナウイルス感染症に関する緊急内容など)

- ① 緊急メールを受信するには、南三陸町メール配信サービスへの登録が必要です。別紙「メール配信サービス登録手順」を参考に登録してください。
- ② 状況により地域子育て支援センターから電話等で緊急連絡する場合があります

イ 津波警報・注意報等の災害警報が発表された場合

- ① お子さんは地域子育て支援センターで安全を確保し、子育て支援係、地域子育て支援センターの支援員とともに避難体制をとります
- ② お子さんのお迎えは、まず保護者自身の安全確保を最優先し、地域子育て支援センターまでの経路に危険があると判断する場合や停電等により情報が入手できない場合などには、安全な場所に退避する等、各自適切な対応をお願いします。
- ③ 非常時の対応については、「地域子育て支援センター防災マニュアル」により対応します。

ウ 引渡しカードについて(緊急時使用)

- ① 利用登録後、地域子育て支援センターから引渡しカードを配布します。必要な内容を記入し、提出してください。
- ② 災害発生時等のお子さんの引渡しは、事故等を未然に防ぐ目的により、引渡しカードを所持している家族等のに限定して行います。保護者の方、保護者に代わりお迎えに来る方も事前に届出をし、引渡しカードを常に携帯してください
- ③ お子さんの緊急連絡先になっている方は引渡しカード(色厚紙)を常に携帯し、お子さんの迎えの際、子育て支援係の係員及び、支援員に提示していただき、お子さんをお引取りください

(6) 持ち物について

- ① オムツ(紙パンツ)が必要なお子さんは、一枚ずつに名前を記入し5枚まとめて袋に入れて待たせてください
- ② おしりふきも1パック持たせてください(取り換えたおむつは持ち帰りとなりますので、レジ袋も5枚持たせてください)
- ③ 着替え一式(下着、靴下、上下の洋服、スタイを使用の場合はスタイも数枚)すべての持ち物に名前を記入し、袋等に入れて持たせてください
- ④ 水筒が使える場合は水筒に飲み物を入れて、水筒が使えない場合はお子さんが常に使用しているマグ等と一緒に麦茶などをペットボトルのまま持たせてください

南三陸町

子育て支援センター